

民法改正に伴う各預金規定の改定について

令和2年1月27日

東栄信用金庫

令和2年4月1日より、民法の一部を改正する法律が施行されます。それに伴い、当金庫の各預金規定も下記の通り一部改定しますのでお知らせします。

記

1. 改定対象となる預金規定

- ・流動性預金規定集
- ・定期性預金規定集

2. 改定日

令和2年4月1日（水）

3. 流動性預金規定集の主な改定内容

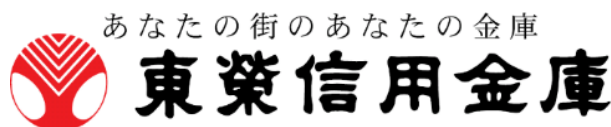
- ①預金者の成年後見人が、成年後見制度の対象となった場合も届出義務を課すよう改定します。
- ②本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるよう改定します。

4. 定期性預金規定集の主な改定内容

- ①預金者は金融機関の承諾なく期限前解約ができない旨の特約を設けるよう改定します。
- ②預金者の成年後見人が、成年後見制度の対象となった場合も届出義務を課すよう改定します。
- ③本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるよう改定します。

以上

※改定後の規定につきましては、「各種規定集のご案内」をご覧ください。



業務部 03-5607-1146